



対象品目
消費者が通常家庭で使用する電気機械器具のうち、特定家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）以外のものが対象となります。対象品目である携帯電話は販売店においても回収してまいります。

小型家電リサイクル法の目的
現在、日本全体で年間に廃棄される小型家電は約65・1万トンと推定されています。その中に含まれている鉄や銅、金、レアメタルなど有用な金属の量は約27・9万トン、金額にして約844億円分にも上るといわれます。この資源を有効利用するとともに、生活環境の保全を図るため、小型家電リサイクル法が制定されました。

平成25年4月1日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行されています。平成25年3月に「ごみ処理基本計画」を策定し、各種リサイクル法によるごみの再資源化促進を主な取り組みとして掲げている加東市は、小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型家電のリサイクルを推進しています。

使用済小型家電のリサイクルにご協力ください

回収方法

加東市では、粗大ごみ回収に併せて小型家電の回収も行います。回収をご希望の方は右ページにある各地域の回収実施日に搬入場所へお持ちください。

回収した小型家電は、環境大臣および経済産業大臣の認定を受けたリサイクル事業者（認定事業者）に引き渡します。

小型家電認定事業者マーク

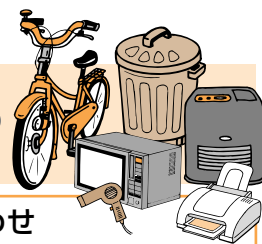


※このマークが目印です。

個人情報を含むものの取扱い

市および認定事業者は、回収からリサイクルまで、盗難防止など、個人情報漏えい防止のための対策を講じています。

粗大ごみ・小型家電回収のお知らせ



問い合わせ
市民安全部生活課
(滝野庁舎) ☎48-3507

- お住まいの地域以外の搬入場所には持ち込めません。
- 対象地域にお住まいであることを確認するため、運転免許証等住所のわかるものをご提示いただきます。ご協力をお願いします。
- 雨天中止の場合は、ケーブルテレビなどでお知らせします。(小雨決行)

お住まいの地域	日	時	搬入場所	搬入時間
社地域	11月3日(日・祝)	雨天の場合11月4日(月)	上中埋立処分地	8:30~12:00
東条地域	11月17日(日)	雨天の場合11月24日(日)	市役所東条庁舎駐車場	
滝野地域	11月24日(日)	雨天の場合12月1日(日)	播磨中央公園駐車場 (市役所滝野庁舎西側)	

持ち込みできる粗大ごみ	種類	品目	例
	家庭用電気機械器具		携帯電話、ワープロ、プリンター、スキャナー、ビデオデッキ、電子レンジ、ステレオ、掃除機、扇風機、ドライヤー、小型シェーバー等 ※個人情報が含まれるものは、持ち込む前に必ず各自で情報を消去してください。
	プラスチック類		プラスチックのみの製品：バケツ、ハンガー、衣装ケース等 金属と複合している製品：おもちゃ、時計、洗濯ばさみ等
	二輪車類		自転車、一輪車、オートバイ等
	農機具類		草刈り機等
	金属類		ガスレンジ、湯沸し器、石油ファンヒーター、石油ストーブ(燃料は必ず抜いてください)、その他金属製品等
	廃食用油		菜種油、大豆油、コーン油、サラダ油等の植物油(天かすなどの異物を取り除いて、食用油容器やペットボトルに入れて持ち込んでください)※未使用のものも持込可能です。

- ◆テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等の家電リサイクル法対象商品は、購入店か、兵庫県電機商業組合の加盟店（家電製品販売店にご確認ください）に引き取ってもらってください。
- ◆農業で使用したもの（育苗箱等）は、購入店に引き取ってもらうか、農協の回収等を利用してください。
- ◆家具、建具類等の木製品、ふとん等の寝具類、カーボンファイバーやグラスファイバー製品（スキー板、釣り竿等）は、社・東条地域の方は小野クリーンセンターへ、滝野地域の方はみどり園へ直接持ち込んでください。
- ◆木製部分がある電化製品（木製枠のスピーカー、こたつ等）、ガラスや布部分がついた金属・プラスチック製品（魔法瓶、チャイルドシート等）、プラスチック製で金属以外のもの（天然皮革等）がついた製品は、その部分を取り除いてから持ち込んでください。
- ◆プラスチック製品でも、塩化ビニルが含まれるものは、30cm以下の大きさにして、燃えるごみで出してください。
- ◆車のバンパーやタイヤ等は、取扱店等に引き取ってもらってください。

消費者生活相談窓口からのお知らせ

点検商法にご注意を！

最近、点検と称して高額なリフォーム工事を契約させる悪質な訪問販売が多発しています。

よくある事例として「近所で床下工事をしています。お宅も無料で見てあげましょう。」と突然業者が訪ねてくるパターンがあります。点検後「床下がすごい湿気でカビだらけです。このままだと柱が腐って崩れますよ。」などと言って、高額な工事の契約を強引に迫ります。また、契約した場合、翌日であっても、既に材料を発注した等の理由で契約の解除に応じないという問題も報告されています。

このようなケースは「点検商法」と呼ばれ、水質検査や屋根の工事、布団のクリーニングなどさまざまな分野にわたっています。無料だと称して訪問し、点検が終わると消費者の不安をあおるようなことを告げ、高額な工事や商品を契約させる悪質な手口です。

消費者へのアドバイス

○事例のような訪問販売は、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件での契約解除）ができます。もし材料が発注されていても、クーリング・オフの期間内であれば違約金などを払う必要はありません。支払い済みものについても返金してもらえます。

○工事を依頼するにあたっては、必要性についてよく検討し、見積りを複数とって金額と工事内容を確認しましょう。

○訪問の目的を確認し、安易に承諾せず、家族や信頼できる友人に相談しましょう。

困ったときには、すぐに消費生活相談（滝野庁舎）に相談してください。

問い合わせ

消費生活相談窓口
(滝野庁舎 生活課内)
☎48・3528

北播磨初！環境にやさしい「ハイブリッドごみ収集車」を導入しました！

6台ある加東市のごみ収集車のうち、1台の更新にあわせ、環境にやさしいハイブリッドごみ収集車を、北播磨地域で初めて導入しました。

ハイブリッドごみ収集車は3トントラックタイプで、ディーゼルエンジンと電気モーターを搭載しています。

走行中、減速する際に発生するエネルギーをバッテリーに充電。加速時や上り坂走行時など、大きな力が必要になる場面で、バッテリーに蓄えていた電気を使い、モーターを作動させてエンジンを補助します。

同型のディーゼルエンジンタイプのごみ収集車と比べて、燃費が約16%向上します。また、二酸化炭素の排出量も約14%削減できます。

加東市は、環境基本計画および行動方針に基づき、温室効果ガスの削減に努めていくため、ハイブリッド車や低燃費・低公害車の導入を進め、地球にやさしいまちづくりを実践しています。



車両には「Hybrid」の文字と市のキャラクターである「加東伝の助」をあしらっています。